

大分県立大分上野丘高等学校同窓会会則

第1条 本会は、大分県立大分上野丘高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を大分県立大分上野丘高等学校内におく。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員の親睦に関する事業
- ② 会館の設置および運営に関する事業
- ③ 会誌の発行、ホームページの運営に関する事業
- ④ 母校の助成に関する事業
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、次の者で組織する。

① 会員

卒業生（大分県立大分中学校・大分県立第一高等女学校・大分県立第二高等女学校・大分県碩南中学校・大分県立大分上野丘高等学校〔碩友会（夜間部会）を含む〕およびこれらの前身校、以下、母校という）

但し、これらの学校に在学した者で、入会を希望する者は会員とすることができる。

② 客員

母校の現教職員および旧教職員。

第6条 本会に次の役員をおく。

会長：1名

副会長：12名以内

監事：2名以上3名まで

理事：各期3名まで

ただし、大分県立大分中学校・大分県立第一高等女学校・大分県立第二高等女学校・大分県立大分上野丘高等学校碩友会の会員については、各学校を母校とする会員の状況に応じた人数

顧問：若干名

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長と共に執行部会を組織する。なお、副会長は会長に事故ある時は予め定めた順序に従いこれを代行する。
- 3 会長は、副会長の中から親睦担当、会館運営担当、広報担当（会誌、ホームページ運営を含む）、会費・会計担当（寄付金を含む）を定める。
- 4 理事は、理事会を組織し、本規約に定めるものおよびその他本会の目的達成に必要な重要事項について決定する。
- 5 監事は、本会の会計を監査し、理事会に報告する。
- 6 顧問は、会長より諮問のあった事項について指導・助言する。
- 7 支部長は、各支部を代表し、支部を総理するものとし、執行部会および理事会に出席し、意見を述べることができる。

第8条 会長は、理事の中から互選により選任する。

- 2 副会長は、内1名を学校長を以て当て、他は理事の中から互選により選任する。
- 3 理事は、各期において選任し、会長が委嘱する。なお、大分県立大分中学校・大分県立第一高等女学校・大分県立第二高等女学校・大分県立大分上野丘高等学校碩友会の会員については、各学校を母校とする会員の状況に応じ、当該会員らにおいて選任し、会長が委嘱する。
- 4 監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第9条 本会の役員任期は2年とし、重任を妨げない。但し、会長は2期4年を超えて重任することができないものとする。

2 任期途中で就任した役員は、前任者の残任期間在任する。

第10条 本会は毎年1回定期理事会を開催する。

2 臨時理事会は、執行部会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 理事会の招集は、開催日の2週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

第11条 理事会は、本会の最高意思決定機関であり、次の事項を決定する。

- ① 事業計画および収支予算についての事項
- ② 事業報告および収支決算についての事項
- ③ 会長および副会長の選任、監事および顧問選任の承認
- ④ その他執行部会が特に重要と認めた事項

2 理事会の定足数は過半数（委任状出席を含む）とし、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会における議決権は、理事1人につき1個とする。理事は、他の理事を代理して各々の議決権を行使することができる。

4 理事会の議事録は、議長および出席者のうちから議長が選任した2名以上の理事が記名押印しこれを保存する。

第12条 執行部会は会長および副会長をもって構成し、必要に応じて開催する。

監事および支部長は、執行部会に出席し、意見を述べることができる。

2 執行部会は全会務に関する執行機関として、次の事項を審議する。

- ① 理事会に付議すべき事項
- ② 会務の執行に関する事項
- ③ 理事会を招集すべきいとまのない緊急を要する事項
- ④ その他会長が必要と認めた事項

- 3 前項第3号の事項については、最近の理事会の承認を受けなければならない。

第13条 本会に以下の部会・委員会をおく。

- 2 広報部会

広報部会は次の委員会により構成され、部長は広報担当の副会長をもって充てる。

- ①同窓会誌編集委員会
- ②アーカイブ委員会
- ③ホームページ委員会

- 3 財務委員会

- 4 全体同窓会親睦会・運営委員会

- 5 その他必要に応じて委員会を設置する。委員会の設置・廃止については役員会の承認を必要とする。

- 6 委員会の委員長は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 7 委員会の委員長の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第13条の2 本会に財務委員会をおく。委員会の委員長は副会長をもって充てる。

第14条 本会に支部をおくことができる。

- 2 支部は、地域または職域等で設けることができるものとし、理事会の承認を要する。

- 3 支部には、支部長をおく。支部長は各支部において選任する。

第15条 本会の経費は入会金および会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 会員は、卒業の際に、入会金として10,800円を納入するものとする。

- 3 会費は、年間2,000円とし、毎年9月末日までに納入するものとする（ただし、複数年分を一括納入することを妨げない。）。

なお、大分県立大分中学校・大分県立第一高等女学校・大分県立第二高等女学校・大分県立大分上野丘高等学校碩友会の会員は、会費免除会員とする。

4 会長は収入および支出に関する事項を副会長である校長に委任することができる。

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 17 条 本会の収支は予算をもって執行する。

第 18 条 本会の資産および備品は台帳に記載したうえ、会長がこれを管理する。

第 19 条 本会則の改正は、理事会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て定める。

付則

- 1 この会則は理事会の承認を得た日より施行する。
- 2 一部改正（昭和 55 年 8 月 20 日改正施行）
- 3 一部改正（昭和 61 年 7 月 15 日第 6 条、第 15 条）
- 4 一部改正（平成 21 年 6 月 28 日第 6 条）
- 5 一部改正（平成 22 年 7 月 24 日第 4 条、第 5 条、第 7 条～第 16 条）
- 6 改正（平成 23 年 5 月 14 日）
- 7 一部改正（平成 25 年 8 月 10 日第 13 条）
- 8 一部改正（平成 26 年 10 月 11 日第 6 条）
- 9 一部改正（平成 29 年 8 月 12 日第 13 条）
- 10 一部改正（令和元年 8 月 10 日第 15 条の 3）

なお、本改正規約による第 9 条記載の役員の任期は、平成 21 年 4 月 1 日を以て起算日とする。